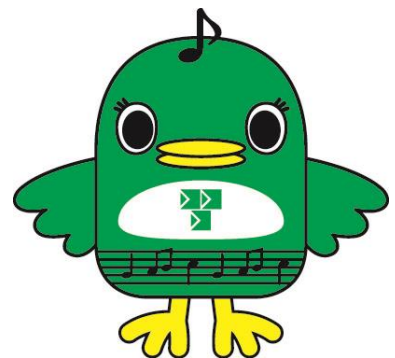


せいかつ ほ ご ふ せい じゅ きゅう ぼう し  
生活保護不正受給防止のしおり

ふ せ い じゅ きゅう  
不正受給に  
ならないために

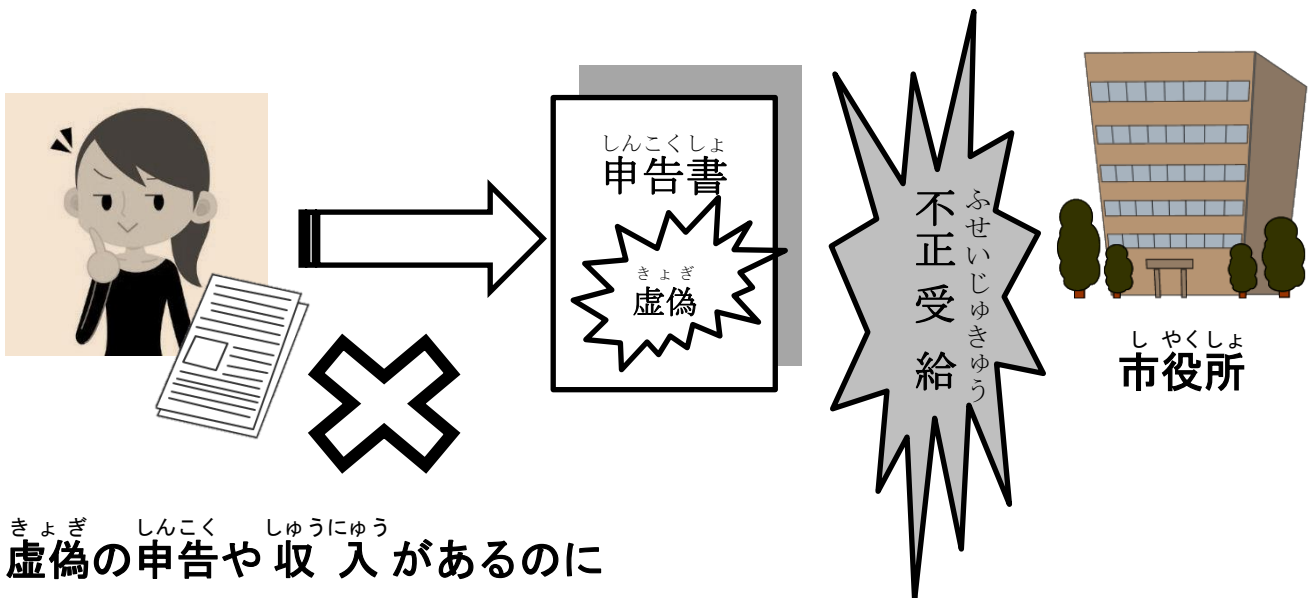
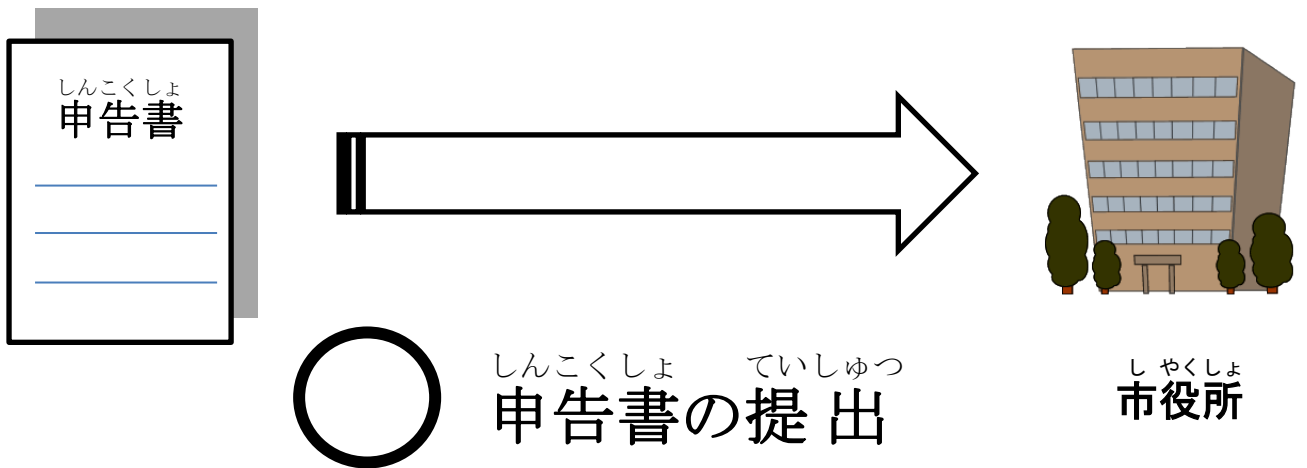
ならしのしけんこうふくしぶせいかつそうだんか  
習志野市健康福祉部生活相談課



# 不正受給とは

生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、市役所生活相談課に速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。



虚偽の申告や収入があるのに

届け出ないと不正受給になります。

ふせいじゆきゆう

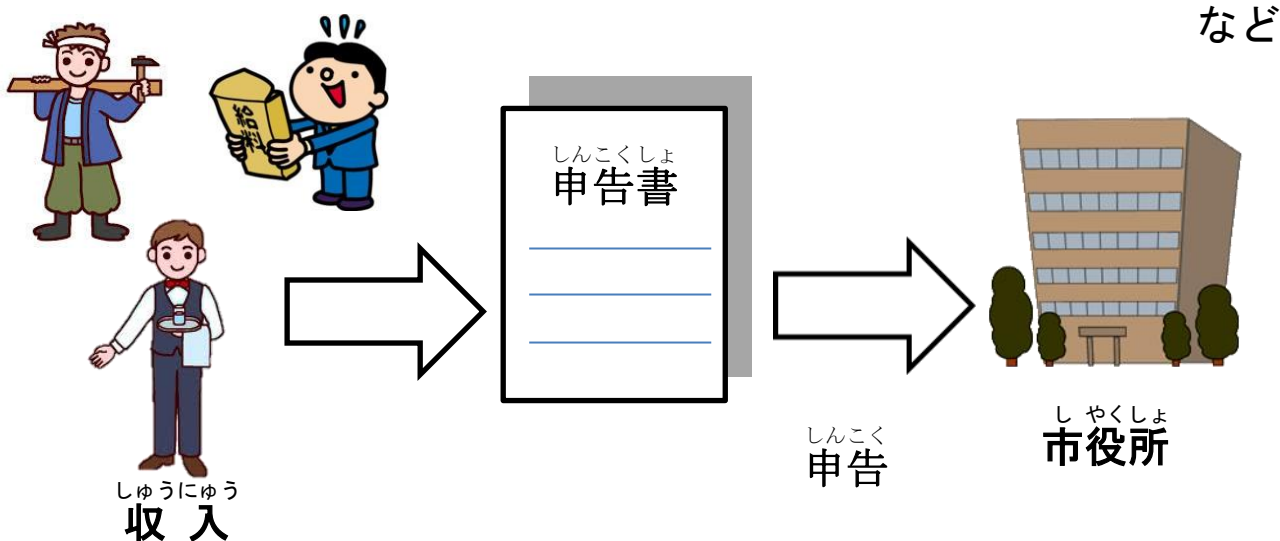
# 不正受給にならないために

## その1 「働きによる収入を届け出る」

はたら 働きによる しょうにゆう 収入があつたときは、必ず せいかつそうだんか 生活相談課に 届け出て ください。

れい 例

- 定期的な収入（毎月の給料など）
- 臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）
- 未成年者（高校生含む）のアルバイト収入



せいかつほごほう ひほごしゃ けんりおよび んぎむ

## 生活保護法（被保護者の権利及び義務）

だいじょう ひほごしゃ しょうにゆう ししゆつ たせいかい じょうきよう へんどう  
第61条 被保護者は収入、支出その他生計の状況について変動があつ

たとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、

ほご じっしきかんまた ふくしじむしょちょう むね とど  
保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

ふ せ い じ ゆ き ゆ う

# 不正受給にならないために

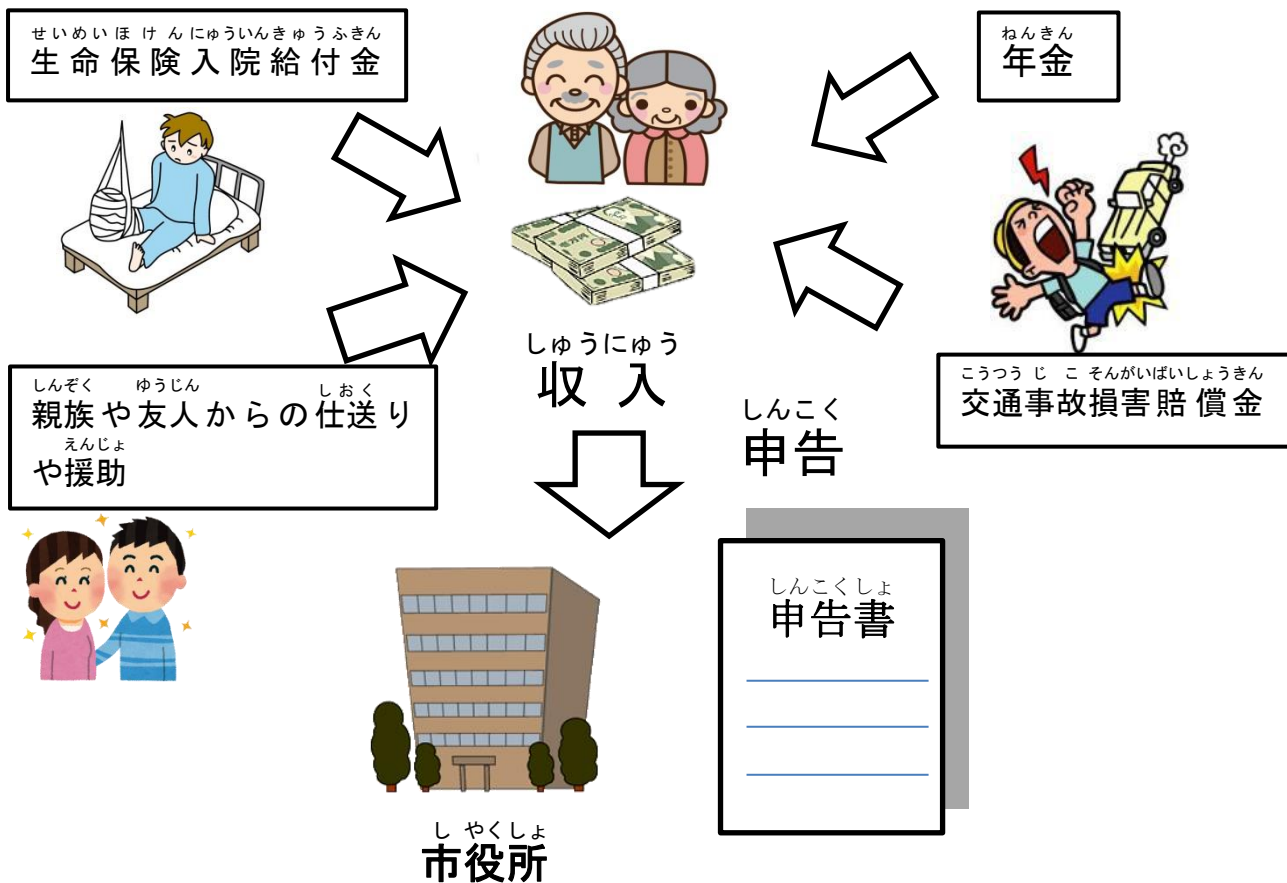
## その2 「働きによらない収入を届け出る」

ねんきん えんじょ はたら しゅうにゆう とど で  
年金や援助など、働きによらない収入があったときも、必ず届

で  
け出てください。

### れい 例

- ねんきん じどうてあて こうてきてあて しゅうにゆう  
年金や児童手当などの公的手当の収入
- せいめいほけん にゆういんきゆうふきん かいやくへんれいきん  
生命保険の入院給付金や解約返戻金
- せたい ひといがい しおく えんじょ  
世帯の人以外からの仕送りや援助
- こうつうじ こ あいてがた そんがいはいしょうきん  
交通事故の相手方からの損害賠償金
- インターネットオークション出品による収入 など



ふせいじゅきゅう

# 不正受給にならないために

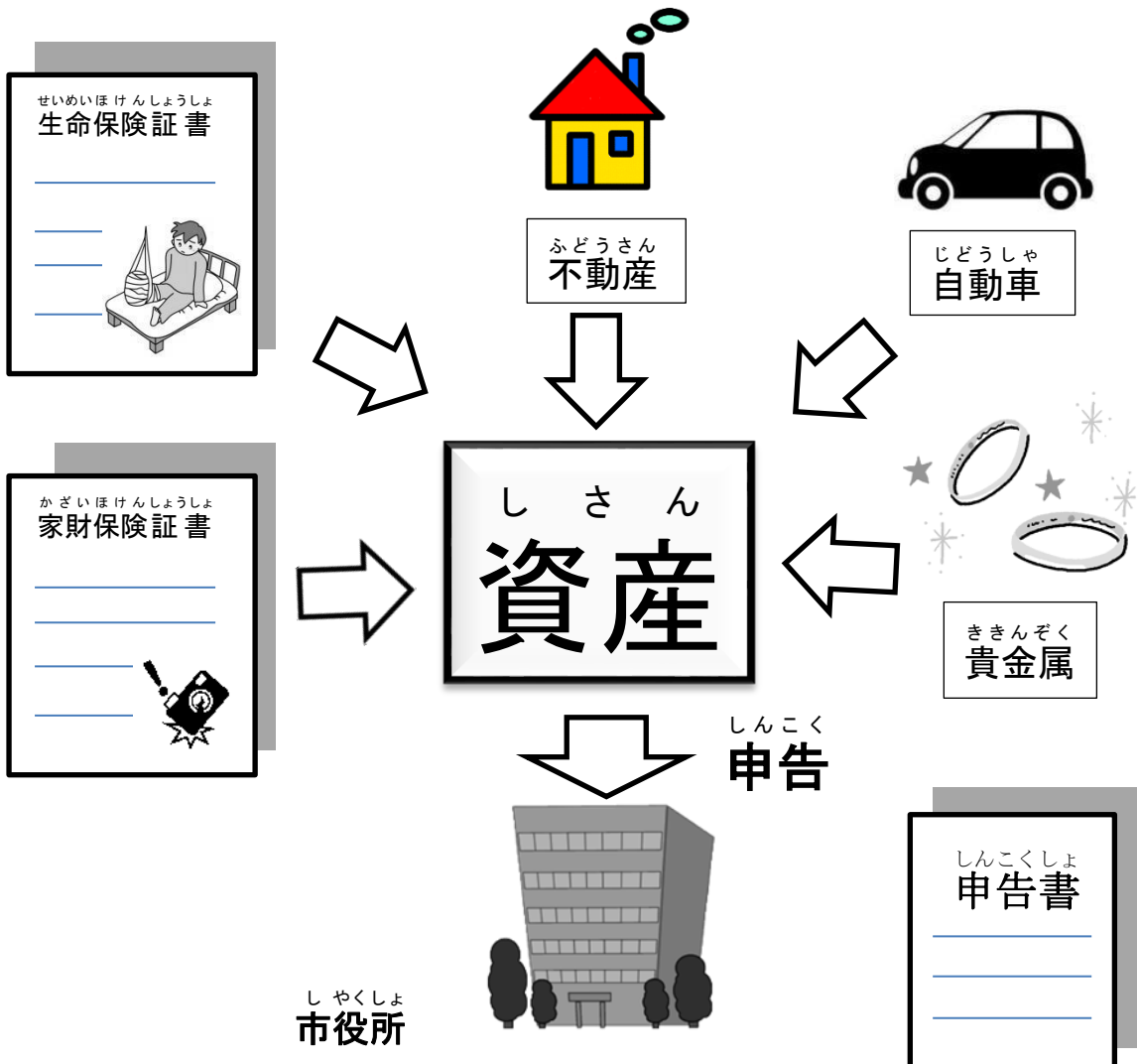
## その3

### 「資産を届け出る」

しさん 資産があるときは、<sup>かなら</sup>必ず生活相談課に届け出てください。

#### れい 例

- せいめいほけん 生命保険 (がくしほけん 学資保険・きょうさいほけんなど 共済保険等)
- そんがいほけん 損害保険 (かさいほけん 火災保険やかざいほけんなど 家財保険等) などのかくしゅほけん 各種保険
- とちいえ 土地や家などのふどうさん 不動産
- じどうしゃ 自動車やこうか 高価なききんぞく 貴金属類 など



ふせいじゅきゅう

# 不正受給にならないために

## その4 「世帯状況の変化を届け出る」

世帯員が増えたときや減ったときは、必ず生活相談課に届け出てください。

れい例

- 世帯員の転出または転入
- 世帯員の入院または退院
- 世帯員の出生や死亡



など

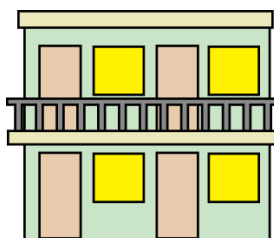
## その5 「必要な費用は正確に申請する」

一時的に必要な生活費用は、正しく申請し、使ってください。

れい例

- 引越しのときの費用（敷金・礼金・運送費等）

など



これらの例示以外の収入や資産、世帯状況に変化があったときも、正しく生活相談課に届け出てください。

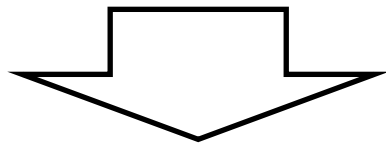
# 不正受給に対しては

不正受給したときは、不正に得たお金を生活相談課に返さなければなりません。また、不正受給に対しては、警察に告訴・告発することもあります。



## 例1

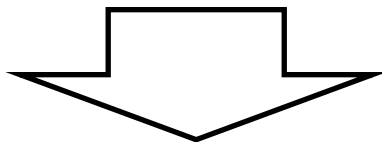
働きによる収入を得ていたが、届出がなかった。



正しく届け出ていれば、受けられたはずのさまざまな控除（基礎控除・未成年者控除等）が受けられなくなり、その分も含めて生活相談課に返さなければなりません。

## 例2

生活保護受給中は借金をすることができないにもかかわらず、知人や金融機関からお金（年金担保を含む）を借りた。



借金も収入とみなされるので、すでに受けた保護費を生活相談課に返さなければなりません。

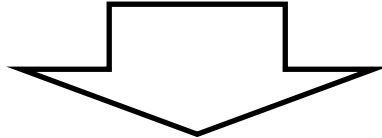
ふ せ い じ ゆ き ゆ う      た い  
不正受給に対しては



れい  
例 3

ふようぎむしゃ      まいつきしおく      しんこく  
扶養義務者から、毎月仕送りをもらっているが、申告して

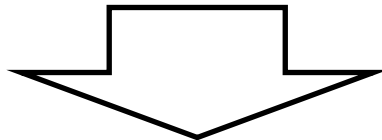
いない。



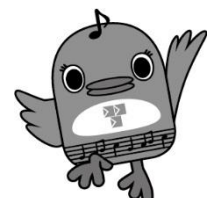
ふようぎむしゃ      しおく      げんそく      しゅうにゅうにんてい  
扶養義務者からの仕送りは、原則として収入認定することにな  
りますので、仕送りされた金額を生活相談課に返さなければなり  
ません。

れい  
例 4

じどうしゃ      こうにゅう      しょう      しんこく  
自動車を購入し使用しているが、申告しなかった。



じどうしゃ      ほゆう      せたい      じょうきょう      じどうしゃ      しょぶん      か      ち      しょうもくてき  
自動車の保有は、世帯の状況・自動車の処分価値・使用目的な  
どを考慮しながら、保有を認めるか検討し、もし、保有が認めら  
れない場合は処分していただくこととなり、収入があった場合  
は、収入のあった金額を生活相談課に返さなければなりません。





せいかつほごほう ひようとう ちょうしゅう  
生活保護法（費用等の徴収）



だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほご  
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護

う また たにん う もの  
を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、

ほご ひ しべん とどうふけんまた しちょうそん おさ  
保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その

ひよう がく ぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう  
費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する

ほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得

がくい か きんがく ちょうしゅう  
た額以下の金額を徴収することができる。

せいかつほごほう ばっそく  
生活保護法（罰則）



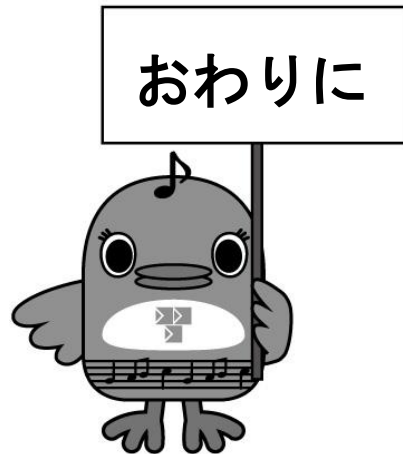
だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん  
第85条 不実の申請その他不正な手段により

ほご う また たにん う もの  
保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、

ねん い か ちょうえきまた まんえん い か ばっきん しょ  
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

しんこく も たびかさ ふじつ しんこく はんだん  
※申告漏れが度重なると「不実の申告」と判断します。

ひつよう しどう しじ したが ばあい しきゅうていしまた しきゅうはいし  
※必要な指導・指示に従わない場合は、支給停止又は支給廃止  
します。



- 生活保護は、皆さんの健康で文化的な生活を守るための制度です。
- 不正受給にならないよう、定められたルールを守り、正しい申告を心がけてください。
- わからないことや相談したいことがあれば、あなたの担当ケースワーカーにご遠慮なくお尋ねください。

といあわ  
お問合せ

ならしのしけんこうふくしぶせいかつそうだんか  
習志野市健康福祉部生活相談課

でんわ 電話：047-451-1151 (だいひょう 代表)

ないせん 内線 206・217

ちよくつう 047-453-9205 (ちよくつう 直通)

FAX：047-453-9309

